

余裕深度処分

余裕深度処分 よゆうしんどしょぶん

低レベル放射性廃棄物のうち、放射性物質濃度の比較的高い廃棄物については、放射性廃棄物に接触する可能性が十分低く余裕を持った深度（地表面下50m～100m程度）への埋設が考えられている。これを余裕深度処分という。この埋設深度については、海外の類似施設を対象に埋設深度に係る法規制や深度設定根拠等について調査整理するとともに、国内の地下利用状況について調査し、通常人の利用に供さない深さについて検討が進められている。また、安全評価手法の検討、処分施設に係る技術基準の検討等も行われている。対象となる廃棄物には原子炉施設にあつては制御棒、炉内構造物、放射化コンクリートなど、再処理施設にあつては放射化金属、プロセス廃棄物など、MOX燃料加工施設にあつてはプロセス廃棄物などがある。図に余裕深度処分の概念を示す。

<登録年月>

2006年06月

現在、六ヶ所村で作業中の
低レベル放射性廃棄物
埋設センターの処分

コンクリートピット処分

浅地中ピット処分対象
低レベル放射性廃棄物

余裕深度処分対象
低レベル放射性廃棄物

トンネル型

サイロ型

高速道路や
鉄道の基礎

地下鉄

上水道

下水道

共同溝

高層ビルの基礎と
その地下室

個人住宅の基礎

余裕深度処分の例

一般的な地下利用に十分な余裕を持った深さ
(地下50~100m)にトンネル型やサイロ型の
空洞をつくり、その中に処分する。

(出典)原子力安全委員会・低レベル放射性廃棄物埋設分科会(第1回)資料を一部修正

余裕深度処分概念

[出所]経済産業省ホームページ:

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g51228g08j.pdf>